

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第 18 号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第13条の表第9条第1項各号列記以外の部分の項中「第601条第3項」を「法第601条第3項」に改める。

附 則

この規則は、京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年6月14日京都市条例第4号）の施行の日から施行する。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）